

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年8月10日
【四半期会計期間】	第156期第1四半期（自 2021年4月1日 至 2021年6月30日）
【会社名】	日本板硝子株式会社
【英訳名】	Nippon Sheet Glass Company, Limited
【代表者の役職氏名】	取締役代表執行役社長兼CEO 森 重樹
【本店の所在の場所】	東京都港区三田三丁目5番27号
【電話番号】	03-5443-9523
【事務連絡者氏名】	経理部 竹尾 慎二
【最寄りの連絡場所】	東京都港区三田三丁目5番27号
【電話番号】	03-5443-9523
【事務連絡者氏名】	経理部 竹尾 慎二
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次		第155期 第1四半期連結 累計期間	第156期 第1四半期連結 累計期間	第155期
会計期間		自 2020年 4月1日 至 2020年 6月30日	自 2021年 4月1日 至 2021年 6月30日	自 2020年 4月1日 至 2021年 3月31日
売上高	(百万円)	91,871	147,678	499,224
税引前四半期利益又は税引前利益 (は損失)	(百万円)	14,900	5,529	17,171
親会社の所有者に帰属する四半期 (当期)利益(は損失)	(百万円)	16,436	2,541	16,930
親会社の所有者に帰属する四半期 (当期)包括利益	(百万円)	17,015	11,966	13,411
親会社の所有者に帰属する持分	(百万円)	56,016	74,894	62,937
総資産額	(百万円)	757,524	831,315	824,963
親会社所有者帰属持分比率	(%)	7.4	9.0	7.6
親会社の所有者に帰属する基本的 1株当たり四半期(当期)利益 (は損失)	(円)	186.73	22.66	208.32
親会社の所有者に帰属する希薄化後 1株当たり四半期(当期)利益 (は損失)	(円)	186.73	17.88	208.32
営業活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	30,630	752	21,053
投資活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	16,084	8,822	25,589
財務活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	39,939	3,167	13,537
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高	(百万円)	33,688	41,633	53,500

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成していますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。

2. 上記指標は、国際会計基準(IFRS)により作成された四半期連結財務諸表及び連結財務諸表に基づいています。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当社グループが前事業年度の有価証券報告書で開示した事業等のリスクの分析については、当第1四半期連結累計期間においても引き続き有効なものと考えています。当第1四半期連結累計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更等はありません。

また、当社グループが将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況は、当第1四半期連結累計期間においては存在していません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものです。全ての財務数値は、国際会計基準（IFRS）ベースで記載しています。

（1）業績の状況

当社グループが事業を行う主要地域の事業環境は、当第1四半期も新型コロナウイルス感染拡大影響からの回復基調が継続しました。回復スピードや度合いは地域・事業によって差がありましたが、ほとんどの地域において、大幅なロックダウン規制の影響を受けた前年同期に対して市場環境は改善しました。建築用ガラス市場は、欧州や南米を中心に多くの地域において前年同期比で大幅に改善しました。太陽電池パネル用ガラスの需要も好調でした。自動車用ガラス市場は、半導体を中心に自動車部品不足の影響を受けました。自動車生産台数が制約された結果、当社グループ製品の需要にも影響しましたが、前年同期比で需要は大幅に改善しました。高機能ガラス市場は、多くの地域で当社グループの製品の需要が改善したことにより堅調に推移しました。

当第1四半期連結累計期間における売上高は、前年同期比61%増の1,477億円（前年同期は919億円）となりました。改善の大半は、前年同期において特に大きな売上減に見舞われた自動車用ガラス事業によるものです。為替の影響を除く売上高は前年同期比52%増でした。個別開示項目前営業利益は72億円（前年同期は6億円の損失）でした。個別開示項目費用（純額）は2億円となり、新型コロナウイルス感染症関連の個別開示項目費用を含めて115億円であった前年同期から大きく減少しました。営業利益の改善および個別開示項目費用の減少により、親会社の所有者に帰属する四半期利益は25億円（前年同期は164億円の損失）となりました。

当社グループの事業は、建築用ガラス事業、自動車用ガラス事業、高機能ガラス事業の3種類のコア製品分野からなっています。

「建築用ガラス事業」は、建築材料市場向けの板ガラス製品及び内装外装用加工ガラス製品を製造・販売しており、当第1四半期連結累計期間における当社グループの売上高のうち44%を占めています。太陽電池パネル用ガラス事業も、ここに含まれます。

「自動車用ガラス事業」は、新車組立用及び補修用市場向けに種々のガラス製品を製造・販売しており、当社グループの売上高のうち48%を占めています。

「高機能ガラス事業」は、当社グループの売上高のうち8%を占めており、ディスプレイのカバーガラスなどに用いられる薄板ガラス、プリンター向けレンズ及び光ガイドの製造・販売、並びに電池用セパレーターやエンジン用タイミングベルト部材などのガラス繊維製品の製造・販売など、いくつかの事業からなっています。

「その他」には、全社費用、連結調整、前述の各セグメントに含まれない小規模な事業、並びにビルキントン社買収に伴い認識された無形資産の償却費が含まれています。

セグメント別の業績概要は下表の通りです。

（単位：百万円）

	売上高		個別開示項目前営業利益（は損失）	
	当第1四半期 連結累計期間	前第1四半期 連結累計期間	当第1四半期 連結累計期間	前第1四半期 連結累計期間
建築用ガラス事業	64,497	44,873	6,113	2,674
自動車用ガラス事業	70,878	38,691	1,251	2,863
高機能ガラス事業	11,378	8,098	2,849	1,380
その他	925	209	3,052	1,800
合計	147,678	91,871	7,161	609

建築用ガラス事業

当第1四半期連結累計期間における建築用ガラス事業の売上高は645億円（前年同期は449億円）、営業利益は61億円（前年同期は27億円）となりました。売上高・営業利益ともに、新型コロナウイルス感染拡大による影響を大きく受けた前年同期から改善しました。売上は好調でしたが、営業利益は、エネルギーコストを中心とする投入コスト上昇の影響を受けました。

欧州における建築用ガラス事業の売上高は、グループ全体における当事業売上高の43%を占めています。供給能力を上回る好調な需要により販売数量および価格が上昇し、売上高が増加しました。エネルギーを中心とする原燃料費や輸送費上昇の影響を安定した操業と厳格なコスト管理によって軽減しました。

アジアにおける建築用ガラス事業の売上高は、グループ全体における当事業売上高の30%を占めています。日本における売上高は、国内建築需要が低調に推移したことを受け、前年同期を下回りましたが、日本以外の地域で業績が回復したこと、および太陽電池パネル用ガラスの需要が堅調であったことにより、アジア全体の売上高は前年同期並みとなりました。

米州における建築用ガラス事業の売上高は、グループ全体における当事業売上高の27%を占めています。米州は前年同期比で増収増益となりました。販売数量は回復しましたが、フロート窯の定期修繕と輸送用のコンテナ不足により出荷が制約された影響を多少受けました。太陽電池パネル用ガラスの売上は引き続き好調でした。

自動車用ガラス事業

当第1四半期連結累計期間における自動車用ガラス事業の売上高は709億円（前年同期は387億円）、営業利益は13億円（前年同期は29億円の損失）となりました。自動車用ガラス事業の売上高・営業利益は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を大きく受けた前年同期から著しく改善しました。消費者の自動車需要は強いものの、自動車生産が部品不足により制約されたため、当社グループの製品需要にも影響がありました。

欧州における自動車用ガラス事業の売上高は、グループ全体における当事業売上高の44%を占めています。売上高・営業利益は、新型コロナウイルス感染拡大により需要が激減した前年同期を大きく上回りました。しかし、当社の製品需要は、半導体を中心とする部品不足により自動車生産が制約された影響を受けました。

アジアにおける自動車用ガラス事業の売上高は、グループ全体における当事業売上高の21%を占めています。アジアは増収増益となりました。日本においては、自動車販売が増加した恩恵を受けましたが、半導体不足の影響により自動車生産台数が制約されたことで一部相殺されました。マレーシアにおいては、当第1四半期中のロックダウン規制により自動車メーカーの生産が休止した影響を受けました。

米州における自動車用ガラス事業の売上高はグループ全体における当事業売上高の35%を占めています。米州は増収増益となりました。ロックダウン等の制約が解除された効果による改善がありましたが、半導体不足による自動車生産台数制約の影響を一部受けました。

高機能ガラス事業

当第1四半期連結累計期間における高機能ガラス事業の売上高は114億円（前年同期は81億円）、営業利益は28億円（前年同期は14億円）となりました。新型コロナウイルス感染拡大による影響があった前年同期に対して、事業環境は好転し、増収増益となりました。

ファインガラス事業では、継続的なコスト削減による事業基盤の強化や売上構成の改善により、業績改善が一層進みました。情報通信デバイス事業では、在宅勤務やオンライン授業の普及によりプリンターに使用されるレンズの販売数量が増加しました。エンジンのタイミングベルト用ガラスコードの需要は、特に中国で堅調でした。メタシャイン®の売上高については、自動車向けや化粧品向けの市場で需要低迷が長く続いていましたが、回復の兆しを見せています。

持分法適用会社

当第1四半期連結累計期間における持分法による投資利益は15億円（前年同期は4億円の損失）となり、前年同期を上回りました。これは特にブラジルの建築用ガラスの持分法適用会社であるCebrece社の業績が改善したことが主な要因です。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結累計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは、8億円のマイナスとなりました。投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産の取得による83億円の支出等により88億円のマイナスとなりました。以上より、フリー・キャッシュ・フローは96億円のマイナス（前年同期は467億円のマイナス）となりました。

(3) 経営方針、経営戦略並びに事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略並びに事業上及び財務上の対処すべき課題について重要な変更等はありません。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動について重要な変更はありません。

当第1四半期連結累計期間における当社グループの研究開発費は、20億円となりました。事業別の内訳は、建築用ガラス事業にて6億円、自動車用ガラス事業にて6億円、高機能ガラス事業にて2億円、その他において6億円となりました。

(5) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

2021年6月末時点の総資産は8,313億円となり、2021年3月末時点から63億円増加しました。

当社グループの資本の源泉としては、事業活動からの営業キャッシュ・フロー、銀行からの借入金、リース契約、又は資本が挙げられます。2021年6月末現在、当社グループの総借入残高の構成割合は、銀行からの借入金が92%、リース契約等が8%となっています。

当社グループは、最適な調達方法と調達期間の組み合わせにより、適切なコストで安定的に資金を確保することを、資金調達の基本方針としています。

2021年6月末時点のネット借入残高は、2021年3月末より105億円増加して4,222億円となりました。ネット借入の増加は主に、運転資本の季節的な増加によるものです。運転資本の増加の影響を除いたキャッシュ・フローはプラスとなりました。また総借入残高は4,724億円となりました。当社グループは2021年6月30日時点で未使用の融資枠を692億円保有しています。

資本合計は927億円となり、2021年3月末時点の798億円から129億円増加しました。資本合計の増加は主に、為替換算差額やキャッシュ・フロー・ヘッジの公正価値の変動に加え、当第1四半期連結累計期間の当期利益の計上によるものです。

3【経営上の重要な契約等】

当社は、2021年5月10日付けで、高機能ガラス事業に属するバッテリーセパレーター事業を、ENTEK Technology Holdings LLC（本社：米国オレゴン州レバノン）（以下、「ENTEK社」）が日本国内に設立する子会社（以下、「ENTEK Japan」）に譲渡する株式譲渡契約を締結しました。

2021年9月（予定）を効力発生日として、当社（日本板硝子株式会社）の同事業を吸収分割の方法により当社の完全子会社である日本板硝子コンパス株式会社（以下、「NSGC」）に承継させ、その後、NSGCの株式全てをENTEK Japanに譲渡することを予定しています。対象事業には、当社の完全子会社である日硝加工株式会社（以下、「日硝加工」）の株式全て、中国にある当社の完全子会社である天津日硝玻璃纖維有限公司（以下、「NGFT」）の持分全て、およびENTEK社とのインドネシアにおける合併事業である、PT ENTEK Separindo Asia（以下、「ESA」）の持分を含みます。なお、当社グループは本株式譲渡後、本株式譲渡により取得する金銭債権の一部をENTEK Japanに対し再出資することで、ENTEK Japanの株式の一部取得する予定です。

本件取引に伴い、日硝加工、NGFT、ESA社を含む対象事業は、当社の連結対象および持分法適用対象から外れません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	177,500,000
A種種類株式	40,000
計	177,500,000

(注) 当社の各種類株式の発行可能種類株式総数の合計は177,540,000株であり、当社定款に定める発行可能株式総数177,500,000株を超過しますが、発行可能種類株式総数の合計が発行可能株式総数以下であることについては、会社法上要求されていません。

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (2021年6月30日)	提出日現在発行数 (株)(注1) (2021年8月10日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	90,823,799	90,896,699	東京証券取引所第一部	単元株式数 100株(注2)
A種種類株式	30,000	30,000	非上場	単元株式数 1株(注3)
計	90,853,799	90,926,699		

(注) 1. 提出日現在の発行数には、2021年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれていません。

2. 完全議決権株式であり、権利内容に特に限定のない当社における標準となる株式です。

3. A種種類株式の内容は以下の通りです。

1. 剰余金の配当

(1) A種優先配当金

当社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当の基準日(以下、「配当基準日」という。)の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種種類株式を有する株主(以下、「A種種類株主」という。)又はA種種類株式の登録株式質権者(A種種類株主と併せて以下、「A種種類株主等」という。)に対し、下記9.(1)に定める支払順位に従い、A種種類株式1株につき、下記(2)に定める額の金銭による剰余金の配当(かかる配当によりA種種類株式1株当たりを支払われる金銭を、以下、「A種優先配当金」という。)を行う。なお、A種優先配当金に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(2) A種優先配当金の金額

A種優先配当金の額は、配当基準日が2018年3月末日以前に終了する事業年度に属する場合、1,000,000円(以下、「払込金額相当額」という。)に、4.5%を乗じて算出した額の金銭について、配当基準日が2018年4月1日以降に開始し2020年3月末日以前に終了する事業年度に属する場合、払込金額相当額に、5.5%を乗じて算出した額の金銭について、配当基準日が2020年4月1日以降に開始する事業年度に属する場合、払込金額相当額に、6.5%を乗じて算出した額の金銭について、当該配当基準日の属する事業年度の初日(但し、当該配当基準日が2017年3月末日に終了する事業年度に属する場合は、2017年3月31日)(同日を含む。)から当該配当基準日(同日を含む。)までの期間の実日数(但し、当該配当基準日が2017年3月末日に終了する事業年度に属する場合、かかる実日数から1日を減算する。)につき、1年を365日(但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日)として日割計算を行うものとする(除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。)。但し、当該配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日としてA種種類株主等に対し剰余金を配当したときは、当該配当基準日に係るA種優先配当金の額は、その各配当におけるA種優先配当金の合計額を控除した金額とする。

(3) 非参加条項

当社は、A種種類株主等に対しては、A種優先配当金及びA種累積未払配当金相当額(下記(4)に定める。)の額を超えて剰余金の配当を行わない。但し、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(4) 累積条項

ある事業年度に属する日を基準日としてA種種類株主等に対して行われた1株当たりの剰余金の配当(当該事業年度より前の各事業年度に係るA種優先配当金につき本(4)に従い累積したA種累積未払配当金相当額(以下に定義される。)の配当を除く。)の総額が、当該事業年度に係るA種優先配当金の額(当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、上記(2)に従い計算されるA種優先配当金の額をいう。但し、かかる計算においては、上記(2)但書の規定は適用されないものとして計算するものとする。)に達しないときは、その不足額は、当該事業年度(以下、本(4)において「不足事業年度」という。)の翌事業年度以降の事業年度に累積する。この場合の累積額は、不足事業年度に係る定時株主総会(以下、本(4)において「不足事業年度定時株主総会」という。)の翌日(同日を含む。)から累積額がA種種類株主等に対して配当される日(同日を含む。)までの間、不足事業年度の翌事業年度以降の各事業年度において、当該事業年度が2018年3月末日以前に終了する事業年度の場合は年率4.5%の利率で、当該事業年度が2018年4月1日以降に開始し2020年3月末日以前に終了する事業年度の場合は年率5.5%の利率で、当該事業年度が2020年4月1日以降に開始する事業年度の場合は年率6.5%の利率で、1年毎(但し、1年目は不足事業年度定時株主総会の翌日(同日を含む。)から不足事業年度の翌事業年度の末日(同日を含む。)までとする。)の複利計算により算出した金額を加算した金額とする。なお、当該計算は、1年を365日(但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日)とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。本(4)に従い累積する金額(以下、「A種累積未払配当金相当額」という。)については、下記9.(1)に定める支払順位に従い、A種種類株主等に対して配当する。

2. 残余財産の分配

(1) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、A種種類株主等に対し、下記9.(2)に定める支払順位に従い、A種種類株式1株につき、払込金額相当額に、A種累積未払配当金相当額及び下記(3)に定める日割未払優先配当金額を加えた額(以下、「A種残余財産分配額」という。)の金銭を支払う。但し、本(1)においては、残余財産の分配が行われる日(以下、「分配日」という。)が配当基準日の翌日(同日を含む。)から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われぬものとみなしてA種累積未払配当金相当額を計算する。なお、A種残余財産分配額に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(2) 非参加条項

A種種類株主等に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 日割未払優先配当金額

A種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額は、分配日の属する事業年度において、分配日を基準日としてA種優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、上記1.(2)に従い計算されるA種優先配当金相当額とする(以下、A種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額を「日割未払優先配当金額」という。)

3. 議決権

A種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

4. 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 普通株式対価取得請求権

A種種類株主は、2017年4月1日以降いつでも、当社に対して、下記(2)に定める数の普通株式(以下、「請求対象普通株式」という。)の交付と引換えに、その有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること(以下、「普通株式対価取得請求」という。)ができるものとし、当社は、当該普通株式対価取得請求に係るA種種類株式を取得すると引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式を、当該A種種類株主に対して交付するものとする。

なお別途、A種種類株式発行にかかる引受契約書において、A種種類株主は、原則として2020年7月1日以降においてのみ普通株式対価取得請求ができるものと転換制限が付されていたが、転換制限解除事由の発生により、2020年5月22日以降、A種種類株主は当該取得請求権を行使することが可能となっている。

(2) A種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

A種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、A種種類株式1株当たりの払込金額相当額に下記に定める普通株式対価取得プレミアムを乗じて得られる額に普通株式対価取得請求に係るA種種類株式の数を乗じて得られる額を、下記(3)及び(4)で定める取得価額で除して得られる数とする。また、普通株式対価取得請求に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。

「普通株式対価取得プレミアム」とは、普通株式対価取得請求の効力が生ずる日が以下の各号のいずれの期間に属するかの区分に応じて、以下の各号に定める数値をいう。

2017年4月1日から2017年6月30日まで	: 1.05
2017年7月1日から2018年6月30日まで	: 1.08
2018年7月1日から2019年6月30日まで	: 1.15
2019年7月1日から2020年6月30日まで	: 1.22
2020年7月1日から2021年6月30日まで	: 1.29
2021年7月1日から2022年6月30日まで	: 1.36
2022年7月1日以降	: 1.43

(3) 当初取得価額

846.5円

(4) 取得価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。

なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用する。

普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{合併前発行済普通株式数}}{\text{合併後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。

下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本(4)において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下、「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。取得価額調整式における「1株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下、「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\begin{array}{l} \text{(発行済普通株式} \\ \text{数 - 当社が保有す} \\ \text{る普通株式の数)} \end{array} + \frac{\begin{array}{l} \text{新たに発行する} \\ \text{普通株式の数} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{1株当たり} \\ \text{払込金額} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{(発行済普通株式数 - 当社が保有する普通株式の数)} \\ \text{+ 新たに発行する普通株式の数} \end{array}}$$

当社に取得をさせることにより又は当社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下、本において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効

力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行又は処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

行使することにより又は当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下、本において同じ。）の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当該対価の確定時点の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。但し、本による取得価額の調整は、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役その他の役員又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。

- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記乃至のいずれかに該当する場合には、当社はA種種類株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。

合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。

取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

その他、発行済普通株式数（但し、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。

- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (d) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日（但し、取得価額を調整すべき事由について株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」という。）が提供する適時開示情報閲覧サービスにおいて公表された場合には、当該公表が行われた日）に先立つ連続する30取引日の東京証券取引所が発表する当社の普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（以下、「VWAP」という。）の平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下同じ。）とする。なお、「取引日」とは、東京証券取引所において当社普通株式の普通取引が行われる日をいい、VWAPが発表されない日は含まないものとする。
- (e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が0.1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。

(5) 普通株式対価取得請求受付場所

株主名簿管理人事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

(6) 普通株式対価取得請求の効力発生

普通株式対価取得請求の効力は、普通株式対価取得請求に要する書類が上記(5)に記載する普通株式対価取得請求受付場所に到達したとき又は当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。

(7) 普通株式の交付方法

当社は、普通株式対価取得請求の効力発生後、当該普通株式対価取得請求をしたA種種類株主に対して、当該A種種類株主が指定する株式会社証券保管振替機構又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。

5. 金銭を対価とする取得条項

当社は、2018年4月1日以降いつでも、当社の取締役会が別に定める日（以下、「金銭対価償還日」という。）が到来することをもって、A種種類株主等に対して、金銭対価償還日の14日前までに書面による通知（撤回不能とする。）を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、A種種類株式の全部又は一部（但し、一部の取得は、1,000株の整数倍の株数に限り、かつ、当該取得後におけるA種種類株主の保有するA種種類株式の合計数が4,000株以上となる場合に限る。）を取得することができる（以下、「金銭対価償還」という。）ものとし、当社は、当該金銭対価償還に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、当該金銭対価償還に係るA種種類株式の数に、(i)A種種類株式1株当たりの払込金額相当額に下記に定める償還係数を乗じて得られる額並びに(ii)A種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、A種種類株主に対して交付するものとする。なお、本5.においては、A種累積未払配当金相当額の計算及び日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ「金銭対価償還日」と読み替えて、A種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価償還に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

A種種類株式の一部を取得するときは、按分比例その他当社の取締役会が定める合理的な方法によって、A種種類株主から取得すべきA種種類株式を決定する。

「償還係数」とは、金銭対価償還日が以下の各号のいずれの期間に属するかの区分に応じて、以下の各号に定める数値をいう。

2018年4月1日から2018年6月30日まで	: 1.08
2018年7月1日から2019年6月30日まで	: 1.15
2019年7月1日から2020年6月30日まで	: 1.22
2020年7月1日から2021年6月30日まで	: 1.29
2021年7月1日から2022年6月30日まで	: 1.36
2022年7月1日以降	: 1.43

6. 譲渡制限

A種種類株式を譲渡により取得するには、当社の取締役会の承認を受けなければならない。

7. 自己株式の取得に際しての売主追加請求権の排除

当社が株主総会の決議によってA種種類株主との合意により当該A種種類株主の有するA種種類株式の全部又は一部を取得する旨を決定する場合には、会社法第160条第2項及び第3項の規定を適用しないものとする。

8. 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

- (1) 当社は、A種種類株式について株式の分割又は併合を行わない。
- (2) 当社は、A種種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- (3) 当社は、A種種類株主には、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

9. 優先順位

- (1) A種優先配当金、A種累積未払配当金相当額及び普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者（以下、「普通株主等」と総称する。）に対する剰余金の配当の支払順位は、A種累積未払配当金相当額が第1順位、A種優先配当金が第2順位、普通株主等に対する剰余金の配当が第3順位とする。
- (2) A種種類株式及び普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、A種種類株式に係る残余財産の分配を第1順位、普通株式に係る残余財産の分配を第2順位とする。
- (3) 当社が剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当又は残余財産の分配を行う。

10. 会社法第322条第2項に規定する定款の定め有無

会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

11. 議決権を有しないこととしている理由

資本増強に当たり、既存の株主への影響を考慮したためです。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金 残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2021年4月1日～ 2021年6月30日 (注1)	12,900	90,853,799	5	116,648	5	44,970

(注) 1. 新株予約権の行使による増加です。

2. 2021年7月26日付で、譲渡制限付株式報酬としての新株式の有償発行により、発行済株式総数が72,900株、資本金及び資本準備金がそれぞれ24百万円増加しています。

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2021年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしています。

【発行済株式】

(2021年6月30日現在)

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種種類株式 30,000	-	(1) [株式の総数等]に記載の通り
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 23,700	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 90,565,400	905,654	-
単元未満株式	普通株式 221,799	-	-
発行済株式総数	90,840,899	-	-
総株主の議決権	-	905,654	-

(注) 「完全議決権株式(その他)」の中には、証券保管振替機構名義株式が100株(議決権1個)含まれています。

【自己株式等】

(2021年6月30日現在)

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の合 計(株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
日本板硝子(株)	東京都港区三田 三丁目5番27号	23,700	-	23,700	0.02
計		23,700	-	23,700	0.02

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の要約四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）第93条の規定により、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して作成しています。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結会計期間（2021年4月1日から2021年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（2021年4月1日から2021年6月30日まで）に係る要約四半期連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けています。

1【要約四半期連結財務諸表】

(1)【要約四半期連結損益計算書及び要約四半期連結包括利益計算書】

【要約四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	注記	当第1四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)	前第1四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)
売上高	(5)(e)	147,678	91,871
売上原価		111,935	69,774
売上総利益		35,743	22,097
その他の収益		309	519
販売費		13,044	8,785
管理費		14,381	13,202
その他の費用		1,466	1,238
個別開示項目前営業利益(は損失)	(5)(e)	7,161	609
個別開示項目収益	(5)(f)	62	1,433
個別開示項目費用	(5)(f)	229	12,956
個別開示項目後営業利益(は損失)		6,994	12,132
金融収益	(5)(g)	578	715
金融費用	(5)(g)	3,522	3,091
持分法による投資利益(は損失)		1,479	392
税引前四半期利益(は損失)		5,529	14,900
法人所得税	(5)(h)	2,649	1,629
四半期利益(は損失)		2,880	16,529
非支配持分に帰属する四半期利益 (は損失)		339	93
親会社の所有者に帰属する四半期利益 (は損失)		2,541	16,436
		2,880	16,529
親会社の所有者に帰属する1株当たり 四半期利益			
基本的1株当たり四半期利益 (は損失)(円)	(5)(i)	22.66	186.73
希薄化後1株当たり四半期利益 (は損失)(円)	(5)(i)	17.88	186.73

【要約四半期連結包括利益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)	前第1四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)
四半期利益(は損失)	2,880	16,529
その他の包括利益：		
純損益に振り替えられない項目		
確定給付制度の再測定 (法人所得税控除後)	34	97
その他の包括利益を通じて公正価値を測定する 持分金融商品の公正価値の純変動 (法人所得税控除後)	1,012	703
純損益に振り替えられない項目合計	978	800
純損益に振り替えられる可能性のある項目		
在外営業活動体の換算差額	3,980	2,053
その他の包括利益を通じて公正価値を測定する その他の金融資産の公正価値の純変動 (法人所得税控除後)	110	103
キャッシュ・フロー・ヘッジの公正価値の 純変動(法人所得税控除後)	3,907	1,336
純損益に振り替えられる可能性のある項目合計	7,997	614
その他の包括利益合計 (法人所得税控除後)	8,975	1,414
四半期包括利益合計	11,855	17,943
非支配持分に帰属する四半期包括利益	111	928
親会社の所有者に帰属する四半期包括利益	11,966	17,015
	11,855	17,943

(2) 【要約四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第 1 四半期連結会計期間末 (2021年 6 月30日)	前連結会計年度末 (2021年 3 月31日)
資産		
非流動資産		
のれん	100,344	99,016
無形資産	48,709	48,761
有形固定資産	317,969	316,788
投資不動産	199	214
持分法で会計処理される投資	21,327	18,870
退職給付に係る資産	23,598	23,335
契約資産	981	988
売上債権及びその他の債権	15,155	14,389
その他の包括利益を通じて 公正価値を測定する金融資産	20,666	18,439
デリバティブ金融資産	1,181	362
繰延税金資産	34,760	33,816
	<hr/> 584,889	<hr/> 574,978
流動資産		
棚卸資産	116,787	111,910
契約資産	1,508	1,322
売上債権及びその他の債権	67,370	65,810
デリバティブ金融資産	4,258	904
現金及び現金同等物	44,690	58,673
	<hr/> 234,613	<hr/> 238,619
売却目的で保有する資産	11,813	11,366
	<hr/> 246,426	<hr/> 249,985
資産合計	<hr/> <hr/> 831,315	<hr/> <hr/> 824,963

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (2021年6月30日)	前連結会計年度末 (2021年3月31日)
負債及び資本		
流動負債		
社債及び借入金	120,546	120,994
デリバティブ金融負債	558	729
仕入債務及びその他の債務	128,722	138,527
契約負債	6,432	5,749
引当金	15,671	17,860
繰延収益	485	504
	272,414	284,363
売却目的で保有する資産に直接関連する負債	3,278	3,450
	275,692	287,813
非流動負債		
社債及び借入金	350,558	349,146
デリバティブ金融負債	708	841
仕入債務及びその他の債務	3,634	3,710
契約負債	5,908	6,037
繰延税金負債	19,053	16,176
退職給付に係る負債	61,273	61,002
引当金	18,624	17,391
繰延収益	3,135	3,085
	462,893	457,388
負債合計	738,585	745,201
資本		
親会社の所有者に帰属する持分		
資本金	116,648	116,643
資本剰余金	155,263	155,245
利益剰余金	79,207	81,692
利益剰余金 (IFRS移行時の累積換算差額)	68,048	68,048
その他の資本の構成要素	49,762	59,211
	74,894	62,937
親会社の所有者に帰属する持分合計	74,894	62,937
非支配持分	17,836	16,825
資本合計	92,730	79,762
負債及び資本合計	831,315	824,963

(3) 【要約四半期連結持分変動計算書】

(単位：百万円)

	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	利益剰余 金（IFRS 移行時の 累積換算 差額）	その他の 資本の 構成要素	親会社の所 有者に帰属 する持分合 計	非支配 持分	資本合計
2021年4月1日残高	116,643	155,245	81,692	68,048	59,211	62,937	16,825	79,762
四半期包括利益合計			2,507		9,459	11,966	111	11,855
超インフレの調整			1,928			1,928	1,445	3,373
剰余金の配当			1,950			1,950	323	2,273
譲渡制限付株式報酬		13				13		13
新株予約権の増減	5	5			10	0		0
自己株式の取得					0	0		0
2021年6月30日残高	116,648	155,263	79,207	68,048	49,762	74,894	17,836	92,730

(単位：百万円)

	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	利益剰余 金（IFRS 移行時の 累積換算 差額）	その他の 資本の 構成要素	親会社の所 有者に帰属 する持分合 計	非支配 持分	資本合計
2020年4月1日残高	116,607	155,222	54,276	68,048	75,893	73,612	14,582	88,194
四半期包括利益合計			16,533		482	17,015	928	17,943
超インフレの調整			1,103			1,103	621	1,724
剰余金の配当			1,650			1,650	24	1,674
自己株式の取得					0	0		0
非支配持分との資本取引			34			34	422	388
2020年6月30日残高	116,607	155,222	71,390	68,048	76,375	56,016	14,673	70,689

(4)【要約四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	注記	当第1四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)	前第1四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
営業活動による現金生成額	(5)(l)	2,652	28,104
利息の支払額		2,704	2,371
利息の受取額		1,054	1,062
法人所得税の支払額		1,754	1,217
営業活動によるキャッシュ・フロー		752	30,630
投資活動によるキャッシュ・フロー			
持分法適用会社からの配当金受領額		19	-
ジョイント・ベンチャー及び関連会社の取得による支出		-	3,268
ジョイント・ベンチャー及び関連会社の売却による収入		-	375
子会社の取得による支出(取得時に保有する現金及び現金同等物控除後)		-	68
有形固定資産の取得による支出		8,297	13,170
有形固定資産の売却による収入		342	256
無形資産の取得による支出		284	295
その他の包括利益を通じて公正価値を測定する金融資産の取得による支出		924	402
その他の包括利益を通じて公正価値を測定する金融資産の売却による収入		2	499
貸付金による支出		394	233
貸付金の返済による収入		714	222
投資活動によるキャッシュ・フロー		8,822	16,084
財務活動によるキャッシュ・フロー			
親会社の株主への配当金の支払額		1,950	1,651
非支配持分株主への配当金の支払額		316	13
社債償還及び借入金返済による支出		5,561	7,699
社債発行及び借入れによる収入		4,660	48,913
自己株式の取得による支出		0	0
その他		-	389
財務活動によるキャッシュ・フロー		3,167	39,939
現金及び現金同等物の増減額		12,741	6,775
現金及び現金同等物の期首残高	(5)(m)	53,500	40,512
現金及び現金同等物に係る換算差額		548	243
超インフレの調整	(5)(o)	326	194
現金及び現金同等物の四半期末残高	(5)(m)	41,633	33,688

(5) 【要約四半期連結財務諸表注記】

(a) 報告企業

当社及び連結子会社（以下、当社グループ）は、建築用及び自動車用ガラスの生産・販売における世界的なリーディング・カンパニーであると共に、様々なハイテク分野で活躍する高機能ガラス事業を展開しています。当社グループの親会社である日本板硝子株式会社は、日本に所在する企業であり、東京証券取引所にて株式を上場しています。当社の登記されている本社の住所は、東京都港区三田三丁目5番27号です。

(b) 作成の基礎

当社グループの要約四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下、四半期連結財務諸表規則）第93条の規定により、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して作成しています。

当社は、四半期連結財務諸表規則第1条の2に定める要件を満たしており、同条に定める指定国際会計基準特定会社に該当します。

当社グループの要約四半期連結財務諸表は、投資不動産、デリバティブ金融資産及び負債、その他の包括利益を通じて公正価値を測定する金融資産、及びアルゼンチンの子会社における超インフレ会計の適用を除き、取得原価を基礎として作成されています。

本要約四半期連結財務諸表は、2021年8月10日に当社取締役代表執行役社長兼CEO森 重樹及び当社最高財務責任者である執行役常務CFO楠瀬 玲子によって承認されています。

要約四半期連結財務諸表の表示通貨は日本円であり、特に注釈の無い限り、百万円単位での四捨五入により表示しています。

(c) 重要な会計方針

本要約四半期連結財務諸表において適用する重要な会計方針は、前連結会計年度（2021年3月期）に係る連結財務諸表において適用した会計方針と同一です。

(d) 重要な会計上の見積り、判断及び仮定

当社グループは、将来に関する見積り及び仮定の設定を行っています。会計上の見積りの結果は、その定義上、関連する実際の結果と異なることがあります。

新型コロナウイルス感染拡大による影響も含め、本要約四半期連結財務諸表における重要な会計上の見積り及び仮定は、前連結会計年度（2021年3月期）に係る連結財務諸表作成時から変更していません。

見積り及び判断は、継続的に評価され、過去の経験及び他の要因（状況により合理的であると認められる将来事象の発生見込みを含む）に基づいています。

(e) セグメント情報

当社グループはグローバルに事業活動を行っており、以下の報告セグメントを有しています。

建築用ガラス事業は、建築材料市場向けの板ガラス製品及び内装外用加工ガラス製品を製造・販売しています。このセグメントには、太陽電池パネル用ガラス事業も含まれます。

自動車用ガラス事業は、新車組立用及び補修用市場向けに種々のガラス製品を製造・販売しています。

高機能ガラス事業は、ディスプレイのカバーガラスなどに用いられる薄板ガラス、プリンター向けレンズ及び光ガイドの製造・販売、並びに電池用セパレーターやエンジン用タイミングベルト部材などのガラス繊維製品の製造・販売など、いくつかの事業からなっています。

その他の区分は、本社費用、連結調整（ピルキントン社買収により生じたのれん及び無形資産にかかる償却及び減損に係る費用を含む）並びに上記報告セグメントに含まれない事業セグメントです。

また、外部顧客への売上高について欧州、アジア（日本を含む）、米州（北米・南米）に分解しています。

当社グループの売上高は、ガラス製品の売上高など一時点で認識するものと、サービスの売上高など一定期間にわたって認識するものから構成されています。当社グループの売上高全体に対し、サービスの売上高など一定期間にわたって認識するものが占める割合が小さいことから、期中の財務報告では分けて開示することはしていません。

当第1四半期連結累計期間及び前第1四半期連結累計期間において、ピルキントン買収に係る償却費はそれぞれ443百万円と401百万円であり、「その他」のセグメント利益にそれぞれ含まれています。

当第1四半期連結累計期間（自 2021年4月1日 至 2021年6月30日）における報告セグメントごとの実績は以下の通りです。

（単位：百万円）

	建築用 ガラス事業	自動車用 ガラス事業	高機能 ガラス事業	その他	合計
売上高					
セグメント売上高計	67,259	71,386	11,758	1,630	152,033
セグメント間売上高	2,762	508	380	705	4,355
外部顧客への売上高	64,497	70,878	11,378	925	147,678
外部顧客への売上高 地域別区分への分解					
欧州	27,789	31,198	2,060	727	61,774
アジア	19,289	15,079	8,969	198	43,535
米州	17,419	24,601	349	-	42,369
個別開示項目前営業利益 (セグメント利益) (は損失)	6,113	1,251	2,849	3,052	7,161
個別開示項目収益	6	3	1	52	62
個別開示項目費用	5	64	0	160	229
個別開示項目後営業利益 (は損失)					6,994
金融費用(純額)					2,944
持分法による投資利益(は損失)					1,479
税引前四半期利益(は損失)					5,529
法人所得税					2,649
四半期利益(は損失)					2,880

前第1四半期連結累計期間（自 2020年4月1日 至 2020年6月30日）における報告セグメントごとの実績は以下の通りです。

（単位：百万円）

	建築用 ガラス事業	自動車用 ガラス事業	高機能 ガラス事業	その他	合計
売上高					
セグメント売上高計	46,239	38,909	9,028	807	94,983
セグメント間売上高	1,366	218	930	598	3,112
外部顧客への売上高	44,873	38,691	8,098	209	91,871
外部顧客への売上高 地域別区分への分解					
欧州	16,004	16,632	1,296	29	33,961
アジア	19,190	9,870	6,545	180	35,785
米州	9,679	12,189	257	-	22,125
個別開示項目前営業利益 （セグメント利益）（　は損失）	2,674	2,863	1,380	1,800	609
個別開示項目収益	382	411	37	603	1,433
個別開示項目費用	5,375	6,966	238	377	12,956
個別開示項目後営業利益 （　は損失）					12,132
金融費用（純額）					2,376
持分法による投資利益（　は損失）					392
税引前四半期利益（　は損失）					14,900
法人所得税					1,629
四半期利益（　は損失）					16,529

当第1四半期連結累計期間（自 2021年4月1日 至 2021年6月30日）における報告セグメントのネット・トレーディング・アセットと資本的支出は以下の通りです。

（単位：百万円）

	建築用 ガラス事業	自動車用 ガラス事業	高機能 ガラス事業	その他	合計
ネット・トレーディング・アセット	162,106	167,564	28,273	3,821	361,764
資本的支出（無形資産含む）	1,793	2,177	161	101	4,232

前第1四半期連結累計期間（自 2020年4月1日 至 2020年6月30日）における報告セグメントのネット・トレーディング・アセットと資本的支出は以下の通りです。

（単位：百万円）

	建築用 ガラス事業	自動車用 ガラス事業	高機能 ガラス事業	その他	合計
ネット・トレーディング・アセット	156,606	163,289	33,612	6,031	359,538
資本的支出（無形資産含む）	6,935	1,097	51	288	8,371

ネット・トレーディング・アセットは、有形固定資産、投資不動産、無形資産（企業結合に係るものを除く）、棚卸資産、売上債権及びその他の債権（金融債権を除く）、仕入債務及びその他の債務（金融債務を除く）、契約資産及び契約負債によって構成されています。

資本的支出は有形固定資産（自社所有資産）及び無形資産の追加取得によるものです。

(f) 個別開示項目

(単位：百万円)

	当第1四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)	前第1四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)
個別開示項目(収益)：		
リストラクチャリング引当金の戻入益 (注1)	57	-
有形固定資産の減損損失の戻入益(注2)	4	-
新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に係る 政府支援による収益(注3)	-	844
ジョイント・ベンチャーの売却による利益 (注4)	-	555
その他	1	34
	62	1,433
個別開示項目(費用)：		
係争案件の解決に係る費用(注5)	132	109
リストラクチャリング費用 (雇用契約の終了に係る費用を含む) (注1)	56	397
新型コロナウイルス感染症(COVID-19)による 設備休止等に係る費用(注3)	-	12,308
設備休止に係る費用(注6)	-	137
その他	41	5
	229	12,956
	167	11,523

(注1) リストラクチャリング費用の多くは従業員の雇用契約の終了に伴う費用を含むものです。当第1四半期連結累計期間におけるリストラクチャリング引当金の戻入益は、前連結会計年度において計上した引当金に係るものです。

前第1四半期連結累計期間におけるリストラクチャリング費用は、東南アジアの建築用ガラス事業と欧州の自動車用ガラス事業において発生したものです。

(注2) 当第1四半期連結累計期間における有形固定資産の減損損失の戻入益は、建築用ガラス事業の欧州とアジアに関係するものです。

(注3) 前第1四半期連結累計期間において、当社グループは、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)のまん延により影響を受ける直接費とそれに直接関連する回収不能な事業運営コスト、及びそれに関連して政府により支給される補助金を個別開示項目として計上しています。これらには、COVID-19により生産活動に従事できない従業員への給与支払や休止設備の維持費用、施設の安全な作業環境整備のために生じた清掃費用のような直接費用が含まれます。

(注4) 前第1四半期連結累計期間におけるジョイント・ベンチャーの売却による利益は、フロートガラス製造拠点を有するJiangsu Pilkington SYP Glass Co., Ltd(中国)の当社グループの株式持分の売却に伴い、過年度に連結包括利益計算書を通じて認識していた在外営業活動体の換算差額の累計額を組替調整したことによるものです。

(注5) 当第1四半期連結累計期間及び前第1四半期連結累計期間における係争案件の解決に係る費用は、過去の取引に起因した訴訟により発生したものです。

(注6) 前第1四半期連結累計期間における設備休止に係る費用は、日本の建築用ガラス事業において過年度の台風被災に関連して発生した修繕費用です。

(g) 金融収益及び費用

(単位：百万円)

	当第1四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)	前第1四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)
金融収益		
利息収入	314	633
為替差益	180	75
超インフレの調整		
- 正味貨幣持高に係る利得	84	7
	578	715
金融費用		
社債及び借入金の支払利息	3,131	2,876
非支配持分に対する非持分金融商品で ある優先株式の支払配当金	66	59
為替差損	14	13
その他の支払利息等	219	101
	3,430	3,049
時間の経過により発生した割引の戻し	43	45
退職給付費用		
- 純利息費用	49	3
	3,522	3,091

(h) 法人所得税

当第1四半期連結累計期間における法人所得税の負担率は、持分法による投資利益考慮前の税引前四半期利益に対して65.4%となっています(前第1四半期連結累計期間は持分法による投資損失考慮前の税引前四半期損失に対して11.2%)。

なお、当第1四半期連結累計期間の法人所得税は、2022年3月31日時点の実効税率を合理的に見積り算定しています。

英国政府は、2021年5月24日に税率変更を実質的に施行し、これにより2023年4月1日より法人税率が現行の19%から25%へ引き上げられることになりました。この法人税率の変更により、繰延税金資産が954百万円、繰延税金負債が2,382百万円、それぞれ増加します。またこの影響により、当第1四半期連結累計期間において法人所得税を1,428百万円認識しました。

この英国の法人税率変更の影響を除くと、当第1四半期連結累計期間における法人所得税の負担率は、持分法による投資利益考慮前の税引前四半期利益に対して30.1%となります。

(i) 1株当たり利益

(i) 基本

基本的1株当たり利益は、親会社の所有者に帰属する四半期利益からA種種類株主へ支払われたA種種類株式の配当金を控除した金額を、当該四半期連結累計期間の発行済普通株式の加重平均株式数で除して算定しています。A種種類株式にかかる配当金は、発行要項で定められた配当率に基づき算定されます。発行済普通株式の加重平均株式数には、当社グループが買入れて自己株式として保有している普通株式及び株式報酬制度に基づき割り当てられた譲渡制限付株式のうち譲渡制限解除の条件を満たしていないものは含まれません。

	当第1四半期 連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)	前第1四半期 連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)
親会社の所有者に帰属する四半期利益 (は損失)(百万円)	2,541	16,436
調整:		
- A種種類株式の配当金(百万円)	486	486
基本的1株当たり四半期利益の算定に用いる利益 (は損失)(百万円)	2,055	16,922
発行済普通株式の加重平均株式数(千株)	90,673	90,621
基本的1株当たり四半期利益(は損失)(円)	22.66	186.73

(ii) 希薄化後

希薄化後1株当たり利益は、すべての希薄化効果のある潜在的普通株式が転換されたと仮定して、当期利益と発行済普通株式の加重平均株式数を調整することにより算定しています。当社グループには、ストック・オプションの行使、及びA種種類株式に付与された普通株式を対価とする取得請求権の行使による潜在的普通株式が存在します。ストック・オプションについては、付与された未行使のストック・オプションの権利行使価額に基づき、公正価値(当社株式の当期の平均株価によって算定)で取得されうる株式数を控除したうえで、オプションの行使によって発行されうる株式数を算定します。株式報酬制度による譲渡制限付株式については、割り当てられた譲渡制限付株式のうち譲渡制限解除の条件を満たしていないものは潜在株式とします。A種種類株式については、A種種類株式の保有者にとって最も有利な条件での普通株式への転換を仮定して、発行されうる株式数を算定します。A種種類株式の普通株式への転換は、2022年7月1日以降に普通株式を対価とする取得請求権が行使される場合に適用される係数を使用したうえで、希薄化効果を有する場合には、希薄化後1株当たり利益の算定に含めています。

	当第1四半期 連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)	前第1四半期 連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)
利益:		
親会社の所有者に帰属する四半期利益 (は損失)(百万円)	2,541	16,436
調整:		
- A種種類株式の配当金(百万円)	-	486
希薄化後1株当たり四半期利益の算定に用いる利益 (は損失)(百万円)	2,541	16,922
普通株式の加重平均株式数		
発行済普通株式の加重平均株式数(千株)	90,673	90,621
調整:		
- スtock・オプション(千株)	645	-
- 譲渡制限付株式(千株)	93	-
- A種種類株式の転換の仮定(千株)	50,679	-
希薄化後1株当たり四半期利益の算定に用いる 普通株式の加重平均株式数(千株)	142,090	90,621
希薄化後1株当たり四半期利益(は損失)(円)	17.88	186.73

(注) 前第1四半期連結累計期間においては、ストック・オプション及びA種種類株式の転換が1株当たり四半期損失を減少させるため、潜在株式は希薄化効果を有しておりません。

(j) 配当金

(i) 普通株式に係る配当金支払額

	当第1四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)	前第1四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)
期末配当金		
配当金の総額(百万円)	-	-
1株当たりの配当額(円)	-	-

(ii) A種種類株式に係る配当金支払額

	当第1四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)	前第1四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)
期末配当金		
配当金の総額(百万円)	1,950	1,650
1株当たりの配当額(円)	65,000	55,000

(k) 為替レート

主要な通貨の為替レートは以下の通りです。

	当第1四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)		前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)		前第1四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)	
	平均レート	期末日レート	平均レート	期末日レート	平均レート	期末日レート
英ポンド	153	153	139	152	133	132
米ドル	109	111	106	111	107	107
ユーロ	132	132	124	130	118	121
アルゼンチン・ペソ	-	1.16	-	1.20	-	1.53

(1) 営業活動によるキャッシュ・フロー

(単位：百万円)

	当第1四半期 連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)	前第1四半期 連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)
四半期利益（は損失）	2,880	16,529
調整項目：		
法人所得税	2,649	1,629
減価償却費（有形固定資産）	8,430	7,780
償却費（無形資産）	892	809
減損損失	293	25
減損損失の戻入益	10	-
有形固定資産売却損益	1	28
子会社、ジョイント・ベンチャー、関連会社 及び事業の売却損益	-	555
繰延収益の増減	72	271
金融収益	578	715
金融費用	3,522	3,091
持分法による投資損益（は利益）	1,479	392
その他	15	194
引当金及び運転資本の増減考慮前の営業活動に よるキャッシュ・フロー	16,541	4,566
引当金及び退職給付に係る負債の増減	1,909	1,427
運転資本の増減：		
- 棚卸資産の増減	3,992	4,361
- 売上債権及びその他の債権の増減	7,542	4,476
- 仕入債務及びその他の債務の増減	759	21,361
- 契約残高の増減	313	635
運転資本の増減	11,980	22,111
営業活動による現金生成額	2,652	28,104

(m) 現金及び現金同等物

(単位：百万円)

	当第1四半期 連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)	前第1四半期 連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)
現金及び現金同等物	58,673	43,608
銀行当座借越	5,173	3,096
現金及び現金同等物の期首残高	53,500	40,512
現金及び現金同等物	44,690	36,487
銀行当座借越	3,057	2,799
現金及び現金同等物の四半期末残高	41,633	33,688

(n) 公正価値測定

経常的に公正価値で測定される資産及び負債に関する公正価値ヒエラルキー

レベル1：同一の金融資産及び負債について、活発な市場における（未調整の）市場価格があれば、当該市場価格

レベル2：直接的又は間接的に観察可能な、レベル1に含まれる市場価格以外のインプット

レベル3：市場価格に基づかない、観察不能なインプット

当第1四半期連結会計期間末（2021年6月30日）

(単位：百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資不動産				
賃貸不動産	-	-	199	199
	-	-	199	199
その他の包括利益を通じて 公正価値を測定する金融資産				
英国国債	6,701	-	-	6,701
上場株式	10,797	-	-	10,797
非上場株式	-	-	2,811	2,811
その他の債券	308	-	-	308
その他	-	-	49	49
	17,806	-	2,860	20,666
デリバティブ金融資産				
金利スワップ	-	7	-	7
為替予約	-	498	-	498
商品スワップ	-	4,934	-	4,934
	-	5,439	-	5,439
デリバティブ金融負債				
金利スワップ	-	801	-	801
為替予約	-	351	-	351
商品スワップ	-	114	-	114
	-	1,266	-	1,266

前連結会計年度末（2021年3月31日）

（単位：百万円）

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資不動産				
賃貸不動産	-	-	214	214
	-	-	214	214
その他の包括利益を通じて 公正価値を測定する金融資産				
英国国債	5,636	-	-	5,636
上場株式	9,642	-	-	9,642
非上場株式	-	-	2,810	2,810
その他の債券	303	-	-	303
その他	-	-	48	48
	15,581	-	2,858	18,439
デリバティブ金融資産				
金利スワップ	-	7	-	7
為替予約	-	184	-	184
商品スワップ	-	1,075	-	1,075
	-	1,266	-	1,266
デリバティブ金融負債				
金利スワップ	-	917	-	917
為替予約	-	480	-	480
商品スワップ	-	173	-	173
	-	1,570	-	1,570

当第1四半期連結累計期間において、公正価値ヒエラルキーのレベル間の資産または負債の振替はありません。

レベル2の金融資産及び金融負債は、デリバティブ金融資産及びデリバティブ金融負債です。デリバティブ金融資産及び金融負債の公正価値は、取引先金融機関等から提示された価格や期末日現在の市場価格に基づき算定しています。

レベル3の資産は、主として投資不動産及び非上場株式です。投資不動産は、将来の予想賃貸料収益に基づく評価又は直近に入手した外部専門家による鑑定評価を参照して公正価値を算定しています。非上場株式は、売買目的以外のものであり、純資産価額や将来予想キャッシュ・フロー等を使用した評価技法を用いて公正価値を算定しています。レベル3の資産の公正価値は、様々な要因により変動します。投資不動産の公正価値に影響を与える主要な要因は、投資不動産が存在する市場における賃貸料相場や不動産価格の変動です。非上場株式の公正価値に影響を与える主要な要因は、これらが主として日本の事業会社によって発行された株式であるため、日本経済に関する成長予測です。

公正価値ヒエラルキーにおいてレベル3に区分されたその他の包括利益を通じて公正価値を測定する金融資産の調整表は、以下の通りです。

(単位：百万円)

	当第1四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)	前第1四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)
4月1日現在	2,858	4,583
処分	0	1,351
連結包括利益計算書で認識された評価損益	1	2
為替換算差額	3	3
6月30日現在	2,860	3,237

社債及び借入金の公正価値

当社グループの非流動の社債及び借入金の帳簿価額と公正価値は、以下の通りです。

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (2021年6月30日)		前連結会計年度末 (2021年3月31日)	
	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値
銀行借入金	318,563	297,998	316,362	297,393
社債及びその他の借入金	304	272	303	273
非支配持分に対する非持分金融商品である優先株式	4,812	4,812	4,677	4,677
非流動の社債及び借入金 (リース負債を除く)	323,679	303,082	321,342	302,343
リース負債	26,879	-	27,804	-
非流動の社債及び借入金	350,558	-	349,146	-

当社グループでは、上の表に記載されたもの以外の資産及び負債の公正価値は、連結貸借対照表の帳簿価額に近似すると考えています。

(o) 超インフレの調整

2019年3月期 第2四半期において、アルゼンチンの全国卸売物価指数が、同国の3年間累積インフレ率が100%を超えたことを示したため、当社グループはアルゼンチン・ペソを機能通貨とするアルゼンチンの子会社について、超インフレ経済下で営業活動を行っていると判断しました。このため当社グループは、アルゼンチンにおける子会社の財務諸表について、IAS第29号「超インフレ経済下における財務報告」に定められる要件に従い、会計上の調整を加えています。

IAS第29号は、アルゼンチンの子会社の財務諸表について、報告期間の末日現在の測定単位に修正した上で、当社グループの連結財務諸表に含めることを要求しています。

当社グループは、アルゼンチンにおける子会社の財務諸表の修正のため、Instituto Nacional de Estadística y Censos de la República Argentina (INDEC) が公表するアルゼンチンの全国卸売物価指数 (IPIM) から算出する変換係数を用いています。2006年6月以降のIPIMとそれに対応する変換係数は以下の通りです。

貸借対照表日	全国卸売物価指数 (IPIM) (2006年6月30日 = 100)	変換係数
2006年6月30日	100.0	22.997
2007年3月31日	103.9	22.142
2008年3月31日	120.2	19.131
2009年3月31日	128.7	17.868
2010年3月31日	146.5	15.698
2011年3月31日	165.5	13.896
2012年3月31日	186.7	12.316
2013年3月31日	211.1	10.892
2014年3月31日	265.6	8.660
2015年3月31日	305.7	7.522
2016年3月31日	390.6	5.887
2017年3月31日	467.2	4.922
2018年3月31日	596.1	3.858
2019年3月31日	970.9	2.369
2020年3月31日	1,440.8	1.596
2021年3月31日	2,046.4	1.124
2021年4月30日	2,156.8	1.066
2021年5月31日	2,228.4	1.032
2021年6月30日	2,299.7	1.000

アルゼンチンにおける子会社は、取得原価で表示されている有形固定資産等の非貨幣性項目について、取得日を基準に変換係数を用いて修正しています。現在原価で表示されている貨幣性項目及び非貨幣性項目については、報告期間の末日現在の測定単位で表示されていると考えられるため、修正していません。正味貨幣持高にかかるインフレの影響は、損益計算書の金融収益または金融費用に表示しています。

また、アルゼンチンにおける子会社の当第1四半期連結累計期間の損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書は、上記の表に記載の変換係数を適用して修正しています。

アルゼンチンにおける子会社の財務諸表は、期末日の為替レートで換算し、当社グループの連結財務諸表に反映しています。比較連結財務諸表は、IAS第21号「外国為替レート変動の影響」42項 (b) に従い修正再表示していません。

(p) 重要な後発事象

該当事項はありません。

2【その他】

2021年5月13日開催の取締役会において、次の通り剰余金の配当を行うことを決議いたしました。

- (1) 配当の総額 A種種類株式 1,950百万円
 - (2) 1株当たりの金額 A種種類株式 65,000円
 - (3) 支払請求の効力発生日及び支払開始日 A種種類株式 2021年6月8日
- (注) 2021年3月31日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行いました。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年8月10日

日本板硝子株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮川 朋弘 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 馬野 隆一郎 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 狭間 智博 印

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本板硝子株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（2021年4月1日から2021年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2021年4月1日から2021年6月30日まで）に係る要約四半期連結財務諸表、すなわち、要約四半期連結貸借対照表、要約四半期連結損益計算書、要約四半期連結包括利益計算書、要約四半期連結持分変動計算書、要約四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の要約四半期連結財務諸表が、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第93条により規定された国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して、日本板硝子株式会社及び連結子会社の2021年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「要約四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

要約四半期連結財務諸表に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して要約四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない要約四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

要約四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき要約四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準第1号「財務諸表の表示」第4項に基づき、継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

要約四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から要約四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業的前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、要約四半期連結財務諸表において、国際会計基準第1号「財務諸表の表示」第4項に基づき、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において要約四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する要約四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、要約四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 要約四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた要約四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに要約四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 要約四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、要約四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。